

# 杉並区立小中学校跡地等の 活用に関する基本方針

平成19年12月





## 1 基本方針の性格

基本方針は、『杉並区 21 世紀ビジョン(基本構想)』が掲げる区の将来像「区民が創る「みどりの都市」杉並」と、『すぎなみ五つ星プラン(基本計画・実施計画)』が掲げる平成 22 年度における区のあるべき姿「人が育ち 人が生きる杉並区」の実現に向けて、区が区立小中学校跡地等〔土地・建物〕(以下「学校跡地」という。)を活用するうえでの、基本的な考え方や活用の方向性を示すものである。

今後、区立小中学校の適正配置計画に基づく再編等に伴い生ずる学校跡地について、『すぎなみ五つ星プラン(基本計画・実施計画)』において計画化した施策・事業の実現はもとより、将来のまちづくりや区有財産の戦略的な活用という中長期的な視点から、活用のあり方を示すものであり、個別用地の事業計画を策定する際の指針となるものである。

## 2 活用の基本理念

### 総合計画の目標実現に資する活用

学校跡地は区民共通の貴重な財産であるため、これらを有効活用することにより、区民福祉の向上という形で区民に還元していく必要がある。

このため、『杉並区 21 世紀ビジョン(基本構想)』に基づく『すぎなみ五つ星プラン(基本計画・実施計画)』における目標の実現に向けて、有効活用する。

### 教育環境の向上に資する活用

学校は、子どもたちの学びの場であるだけでなく、地域社会の核となる施設である。区民にとっては、コミュニティや地域活動を支える中心的な場でもあることから、地域のシンボリック的存在となってきた。

こうした役割や機能を担ってきた学校の跡地という経緯を踏まえ、地域のコミュニティやまちづくりにも配慮しながら、教育環境を整えるための貴重な資源として活用を図る。

### 地域の良好な環境形成に資する活用

学校跡地は一定規模を有するまとまった用地であるため、当該用地を活用して施設を整備する場合、周辺の地域に与える影響も少なくない。

施設整備に当っては、地域の防災性向上をはじめ、都市環境の質の向上と環境負荷の軽減、みどりとオープンスペースの確保、魅力ある景観の形成などにも配慮した活用に努める。

### 3 活用の基本方針

#### 『すぎなみ五つ星プラン』の実現のための活用

区はこれまで、区が保有する用地等を活用して、『すぎなみ五つ星プラン(基本計画・実施計画)』に計上された施設の整備を進めてきた。

学校跡地についても、同プランに掲げる施策や事業の実現のための活用を図ることにより、区民ニーズ等の変化に即した施設・サービスの需要への対応に役立てる。

#### 教育環境の整備・充実のための活用

学校跡地の具体的な活用に当っては、青少年のスポーツ・文化活動の振興や、次代を担う子どもたちの個性豊かな人間性を培うための施設づくりに配慮する。

老朽化が進む地域体育館の建替えについては、学校跡地の活用可能性を視野に入れて対応する。

#### 民間の力を導入した効率的な活用

施設建設等の際には、区の財政負担や事業採算性を十分考慮し、可能な限り民間が保有するノウハウや資金等の活用を図るとともに、より質の高いサービスの効率的な提供をめざした、施設の整備及び管理運営に努める。

#### 将来を見通した戦略的かつ弾力的な活用

学校跡地は、当面、売却処分は行わず、上記の基本方針に沿って活用することとする。

将来の計画実現までに相当の期間を要する場合には、本格活用に支障を来たさない範囲で、区施設建替えのための仮設用地や民間等への短期・中期的

貸付などの暫定利用を図り、区有財産の有効活用に努める。

## 4 活用の進め方

### 個別事業計画の策定

基本方針に基づき、学校跡地としての活用が可能な用地ごとに、個別の事業計画を順次策定し、活用の検討及び具体化を図る。

個別事業計画については、当該用地の地域的な特性、事業の緊急性及び優先順位などを考慮しながら、区民要望等を踏まえたうえで策定する。

### 区民意見等の反映

基本方針を策定する際には、区民等の意見提出手続（パブリック・コメント手続）を実施するとともに、個別事業計画を検討及び具体化する際にも、区民等からの意見・要望が計画に反映されるよう努める。

## 5 期間等

基本方針は、『すぎなみ五つ星プラン（基本計画・実施計画）』の最終年度である、平成 22 年度までの学校跡地の活用に関する基本的な考え方等を定めるものである。

平成 23 年度以降については、区立小中学校の適正配置計画の進捗状況や区有財産をめぐる社会経済状況の変化などを踏まえて、必要な修正を図ることとする。